

# 鹿 児 島 県 公 報

平成24年12月25日（火）第2867号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 規 則

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※） （人事課取扱い） 1
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（※） （人事課取扱い） 1
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※） （会計課取扱い） 2

### 告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知（2件） （森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知（4件） （森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 （森づくり推進課取扱い） 4
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件） （社会福祉課取扱い） 5
- 土地改良区の役員の就退任の届出 （農地整備課取扱い） 6

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 （生活環境課取扱い） 6

## 規 則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第69号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表保健福祉部の表5の項及び6の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第70号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「額を」を「額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあつては差額相当額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超える場合にあつては、3,000円）を、同年4月1日以後にあつては平成25年4月1日から給料の支給日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加えた数に3,000円を乗じて得た額を減じた額（零を上回るものに限る。）を」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第71号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」 を

「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料  
集約都市開発事業計画通知審査手数料  
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料  
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1371号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
薩摩川内市宮里町字大谷2974番68（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

鹿児島県告示第1372号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
薩摩郡さつま町神子字打込3984番1（国有林。次の図に示す部分に限る。）、3984番16（国有林）
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1373号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

鹿屋市吾平町上名字前木場1686番，字吉田下4583番，字横井坂5119番13，字鶴戸ノ上5468番1，吾平町下名字真戸原3631番13，吾平町麓字霧島原1986番2，1988番

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1374号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

志布志市松山町尾野見字境谷3192番1，3192番10

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1375号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
肝属郡肝付町後田字上折生野6513番3, 6513番19, 6514番1, 6515番, 6516番, 字岸良道添6791番, 6793番, 6796番1, 6796番2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1376号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
志布志市志布志町帖字西中尾6103番3, 6103番5から6103番7まで, 6113番4, 6113番5, 6114番, 6117番2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1377号**

平成24年11月26日鹿児島県告示第1267号（以下「告示第1267号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を肝付町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
		指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
上菌菊春	肝属郡肝付町岸良字小森1711番69	告示第1267号の変更後
戸柱行義	肝属郡肝付町岸良字小森1711番85	の指定施業要件のとお

戸柱孝則	肝属郡肝付町岸良字小森1711番96	り
戸柱休助	肝属郡肝付町岸良字小森1713番22から1713番24まで	

## 鹿児島県告示第1378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
ファイン調剤薬局	薩摩川内市原田町1番26号	平成24年10月1日
イブスキ薬局	指宿市湊一丁目9-14	平成24年11月1日
ムラタ薬局大高前店	奄美市名瀬石橋町9番3号	平成24年11月1日

## 鹿児島県告示第1379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
デイサービスセンター櫻	枕崎市若葉町83番地	平成24年10月1日
ケアサービスてて通所介護事業所	奄美市笠利町大字屋仁1番地2	平成24年10月18日
みやび薬局隈之城店	薩摩川内市隈之城町1211-1	平成24年10月1日
ムラタ薬局大高前店	奄美市名瀬石橋町9番3号	平成24年11月1日
イブスキ薬局	指宿市湊一丁目9-14	平成24年11月1日
デイサービス安房の丘	熊毛郡屋久島町安房向エ野2354-15	平成24年11月1日
グループホームゆいの家	大島郡天城町大字岡前1380番地2	平成24年11月1日

## 鹿児島県告示第1380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	住 所	指定年月日
森和紀	霧島市国分中央5-1-5 I B S 国分マンション301号室	平成24年5月1日

## 鹿児島県告示第1381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大隅町土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
  - 理事 瀬戸口三郎 曾於市大隅町大谷5761番地2
  - 理事 小川原俊昭 曾於市大隅町大谷4217番地
  - 理事 大脇 義信 曾於市大隅町坂元1089番地2
  - 理事 鍋山 留吉 曾於市大隅町恒吉289番地
  - 理事 森山 清美 曾於市大隅町恒吉2772番地
  - 理事 伊知地次男 曾於市大隅町坂元3494番地3
  - 監事 福留 辰男 曾於市大隅町恒吉3番地2
  - 監事 泊 吉弘 曾於市大隅町坂元1707番地

（任期 平成24年12月1日から平成28年11月30日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所
  - 理事 瀬戸口三郎 曾於市大隅町大谷5761番地2
  - 理事 小川原俊昭 曾於市大隅町大谷4217番地
  - 理事 大脇 義信 曾於市大隅町坂元1089番地2
  - 理事 鍋山 留吉 曾於市大隅町恒吉289番地
  - 理事 森山 清美 曾於市大隅町恒吉2772番地
  - 理事 岡崎 正光 曾於市大隅町坂元3445番地
  - 監事 福留 辰男 曾於市大隅町恒吉3番地2
  - 監事 泊 吉弘 曾於市大隅町坂元1707番地

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第152号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年12月25日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR ホー助ミニゼロMB	株式会社アムテックス	2P0726
ぱちんこ遊技機	CR A 暴君の竜 ティラノキング WF	奥村遊機株式会社	2P1220
ぱちんこ遊技機	CR A 暴君の竜 ティラノキング DS	奥村遊機株式会社	2P1253
ぱちんこ遊技機	CR 北斗の拳5 覇者HVA	サミー株式会社	2P1229
ぱちんこ遊技機	CR ぱちんこ攻殻機動隊ゴースト ver. H2	株式会社オッカー.	2P1250
ぱちんこ遊技機	CR 魔戒決戦牙王RR	株式会社サンセイアー ルアンドディ	2P1268
回胴式遊技機	メガミリオネAM	株式会社ラスター	2S1158